

負担金計算書

(組合名) (年)

科 目	金 額
I 負債額	千円
II 除かれる負債 1 農林中央金庫法施行規則第107条第2項第1号、農業協同組合法施行規則第191条第2項及び水産業協同組合法施行規則第194条第2項の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。）（内訳） 2 金融商品取引責任準備金 3 繰延税金負債 4 再評価に係る繰延税金負債	千円
III 基準負債額（I－II）	千円
IV 負担金（III×負担率）	円

(備考)

- Iの負債額は、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）第111条第1項、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第106条及び水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第121条に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。
- IIの1から4は、第33条第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。
- IIの1については、その内訳を記載する。
- I及びIIの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であってもIからIIを差し引いた計数がIIIに合致するよう調整して記載することとする。
- 負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。

担当部課名

(電話番号)

担当者名

(FAX番号)